平成２４年（フ）第６５４号
川崎市多摩区菅６丁目４番17―305号、前住所川崎市多摩区菅城下７番14号　ブライトハイムＡ202
債務者　高橋　優子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７３０号
横浜市緑区三保町2369番地１　ヤサカハイム203号
債務者　熊岡　重光
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７９２号
神奈川県海老名市柏ケ谷546番地の１　ハイムさんきパート13―105
債務者　菊嶋　成子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９８号
大阪府大東市川中新町32番603号
債務者　長　　広光
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８４号
静岡県浜松市北区三方原町1302番地の４　エルセラードＡ207
債務者　市原　陽子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６２１号
静岡県磐田市今之浦３丁目９番地７　サンクレイドル磐田402
債務者　阿南　忠幸
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６７０号
岡山県倉敷市林787番地１
債務者　仁科　章枝
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５号
大分県竹田市荻町馬場501番地16
債務者　川原　伸一
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時30分
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第８０号
長野県佐久市岩村田4234番地10
債務者　斎藤　雅美
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第７４３号
静岡市葵区与左衛門新田64番地の７
債務者　前嶋　康輔
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４５号
静岡市清水区村松3385番地の１　日本ガーデンプレイス1999―108
債務者　石橋　幸男
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１４号
静岡県浜松市浜北区小松1000番地の１　Ａ棟、前住所愛知県豊橋市西幸町字浜池27番地２
債務者　三島　康裕
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６１５号
静岡県浜松市浜北区小松1000番地の１　Ａ棟、前住所愛知県豊橋市西幸町字浜池27番地２
債務者　三島　英子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
愛知県豊川市御油町一ノ坪115番地　アベニュー河原Ａ棟101号、従前の住所愛知県豊橋市つつじが丘２丁目26番地の８
債務者　安形　直美
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２９９号
愛知県豊橋市西浜町23番地４　402
債務者　上野　　歩
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部